

平成 22 年 6 月 7 日

## 放送法等改正法案の早期成立を求める電気通信事業者協会会長声明

現在国会でご審議されている「放送法等の一部を改正する法律案」は、通信・放送の法体系を抜本的に改めるなど、情報通信分野の今後の発展にとって極めて重要な法案です。

特に、携帯電話事業分野においては、お客様のご自宅内において電波が受信しにくい状態を解消したり、携帯電話を用いた高速通信を楽しむことなどを可能にするため、本年秋からお客様のご自宅等に設置する小型基地局（フェムトセル基地局）を本格導入することが予定されており、そのためには、同法案に盛り込まれている小型基地局の包括免許化の早急な実現が不可欠です。

このため、電気通信事業者協会は、同法案が今国会において成立し、速やかに施行されることを強く要望いたします。

社団法人 電気通信事業者協会  
会長 三浦 惺